

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

○ 酒気帯び運転等について

1 職 員 南区 市立特別支援学校 教諭 (30代)

2 処分の内容 懲戒免職

3 処分事由

当該職員は、令和8年4月17日（金）19時頃から24時頃にかけて、職場の歓送迎会及び二次会に参加し飲酒した。

その後、自宅に向かい徒歩で帰宅する道中で、マンションの駐輪場に停められていた自転車を窃盗し、運転していたところ、警察官に呼び止められ、アルコール検査を受けた結果、呼気1リットル当たり0.75ミリigramのアルコールが検出されたとして、翌18日（土）午前1時44分、酒気帯び運転により現行犯逮捕された。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」を、また、教職員の服務規律の徹底を図るべき立場にある管理監督者として、指導監督が不十分であったとして、教育長、教育次長及び職員部長に対して「口頭訓戒」を行った。

【問い合わせ先】

服務指導課長 加未、服務指導第2係長 川崎

電話：711-4813（内線：3664）